

# 生活困窮者自立支援事業のご紹介

# 生活困窮者自立支援制度とは

- ・平成27年4月から実施されている
- ・現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が主な対象
  - ⇒現に最低限度の生活を維持できない方は「生活保護制度」の対象となる



# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆ **自立相談支援事業**  
(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくり

国費 3 / 4

改正事項

◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施**

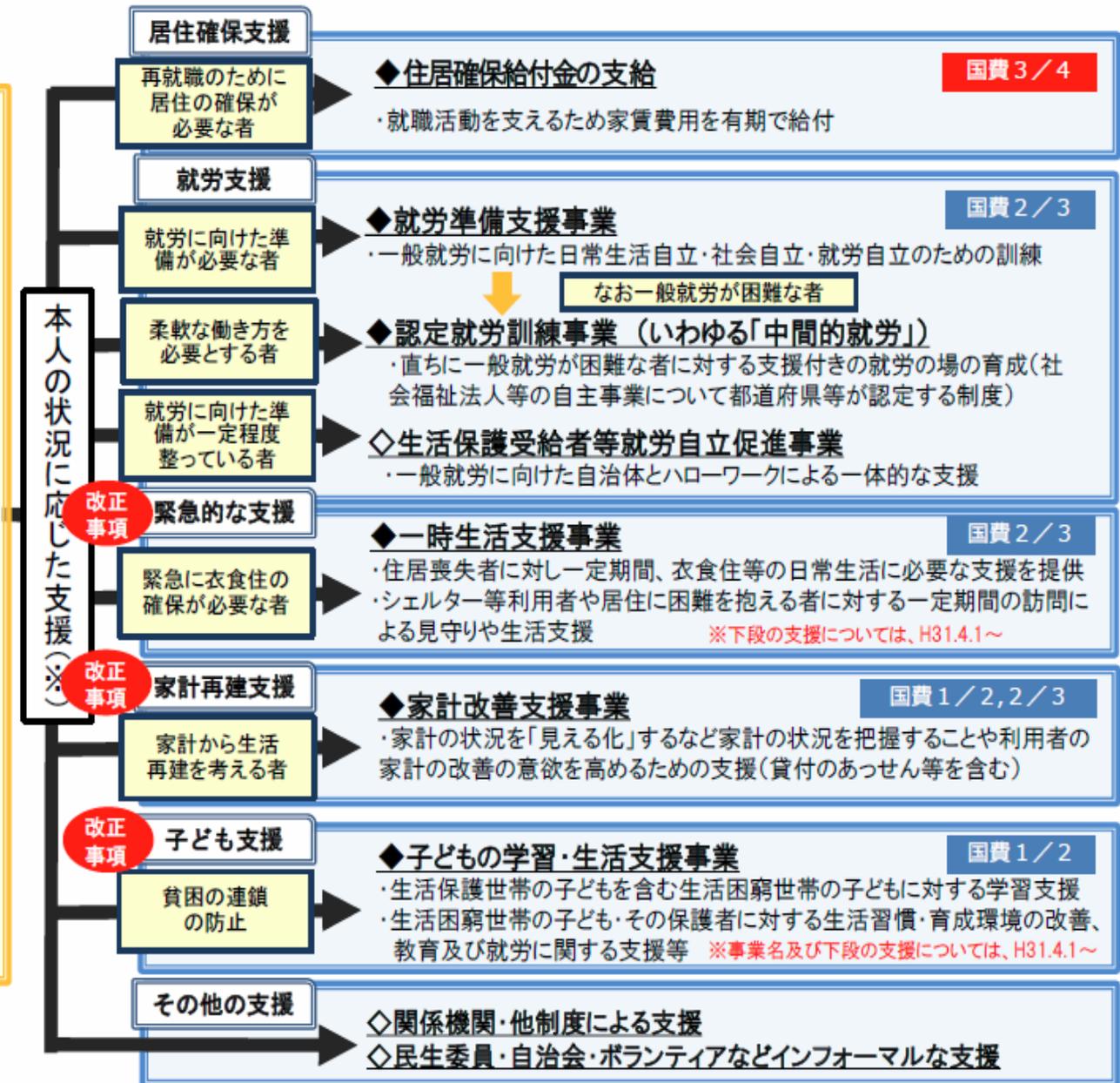
- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

改正事項

◆ **都道府県による市町村支援事業**



改正事項

改正事項

改正事項

改正事項

市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

# 八潮市で現在実施している事業

## • 自立相談支援事業（就労支援を含む）

生活困窮者からの相談に応じてプランを作成し、必要な情報の提供及び助言を行う

プランに基づき就労支援や各種制度を活用した支援を行う

## • 住居確保給付金

①離職等により経済的に困窮している、②就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等と同程度の状況にある、住居を失った方または住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当分を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う

# 任意事業

- **就労準備支援事業**

直ちに就労することが困難な方に対し、日常生活支援、社会生活支援、就労自立に向けた支援を行う

- **家計改善支援事業**

家計の問題を抱えた方に対し、家計の問題を見える化し、自ら家計を管理することができるよう支援を行う

- **子どもの学習支援事業**

生活困窮世帯の中学生・高校生、生活保護受給世帯の小学生・中学生・高校生を対象として、学習教室での学習支援・進路相談等を行う